

第 1 回幕別町議会臨時会

議事日程

令和 2 年第 1 回幕別町議会臨時会
(令和 2 年 5 月 15 日 10 時 00 分 開会・開議)

- 開会・開議宣告（会議規則第 8 条、第 11 条）
議事日程の報告（会議規則第 21 条）
- 日程第 1 会議録署名議員の指名
5 小島智恵 6 若山和幸 7 岡本眞利子
- 日程第 2 会期の決定
（諸般の報告）
行政報告（町長）
- 日程第 3 承認第 2 号 専決処分した事件の承認について
（令和元年度幕別町一般会計補正予算（第 12 号））
- 日程第 4 承認第 3 号 専決処分した事件の承認について
（令和 2 年度幕別町一般会計補正予算（第 2 号））
- 日程第 5 承認第 4 号 専決処分した事件の承認について
（令和 2 年度幕別町介護保険特別会計補正予算（第 1 号））
- 日程第 6 議案第 37 号 幕別町税条例等の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第 38 号 幕別町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第 36 号 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための幕別町国民健康保険に係る保険給付の臨時特例に関する条例
- 日程第 9 議案第 39 号 幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第 10 議案第 40 号 幕別町総合介護条例の一部を改正する条例
- 日程第 10 の 2 議案第 36 号 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための幕別町国民健康保険に係る保険給付の臨時特例に関する条例
（民生常任委員会報告）
- 日程第 10 の 3 議案第 39 号 幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
（民生常任委員会報告）
- 日程第 10 の 4 議案第 40 号 幕別町総合介護条例の一部を改正する条例
（民生常任委員会報告）
- 日程第 11 議案第 41 号 幕別町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 12 議案第 42 号 令和 2 年度幕別町一般会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 13 議案第 43 号 令和 2 年度幕別町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 14 陳情第 1 号 新中間処理施設の建設について住民の声を十分に聞くことを求める陳情書の取下げ

会議録

令和2年第1回幕別町議会臨時会

- 1 開催年月日 令和2年5月15日
- 2 招集の場所 幕別町役場3階議事堂
- 3 開会・開議 5月15日 10時00分宣告
- 4 応集議員 全議員
- 5 出席議員 (19名)
議長 寺林俊幸
副議長 中橋友子
1 石川康弘 2 小田新紀 3 内山美穂子 4 藤谷謹至 5 小島智恵
6 若山和幸 7 岡本眞利子 8 荒 貴賀 9 酒井はやみ 10 野原恵子
11 田口廣之 12 谷口和弥 13 芳滝 仁 14 千葉幹雄 15 小川純文
16 藤原 孟 17 東口隆弘
- 6 地方自治法第121条の規定による説明員
町 長 飯田晴義 副 町 長 伊藤博明
教 育 長 菅野勇次 企 画 総 務 部 長 山岸伸雄
住 民 福 祉 部 長 細澤正典 経 済 部 長 岡田直之
建 設 部 長 笹原敏文 会 計 管 理 者 合田利信
忠類総合支所長 川瀬吉治 札 内 支 所 長 原田雅則
教 育 部 長 山端広和 政 策 推 進 課 長 白坂博司
総 務 課 長 佐藤勝博 地 域 振 興 課 長 亀田貴仁
糠 内 出 張 所 長 天羽 徹 税 務 課 長 高橋修二
住 民 生 活 課 長 谷口英将 福 祉 課 長 樫木良美
保 健 課 長 金田一宏美 商 工 観 光 課 長 西嶋 慎
保 健 福 祉 課 長 林 隆則
- 7 職務のため出席した議会事務局職員
局長 萬谷 司 課長 半田 健 係長 遠藤寛士
- 8 議事日程
議長は議事日程を別紙のとおり報告した。
- 9 会議録署名議員の指名
議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。
5 小島智恵 6 若山和幸 7 岡本眞利子

議事の経過

(令和2年5月15日 10:00 開会・開議)

[開会・開議宣告]

- 議長（寺林俊幸） おはようございます。
ただいまから、令和2年第1回幕別町議会臨時会を開会いたします。
これより、本日の会議を開きます。

[議事日程]

- 議長（寺林俊幸） 本日の議事日程につきましては、お手元に配布のとおりであります。

[会議録署名議員の指名]

- 議長（寺林俊幸） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員に、5番小島議員、6番若山議員、7番岡本議員を指名いたします。

[会期の決定]

- 議長（寺林俊幸） 日程第2、会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。
本臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思います。
これにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)
○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。
したがって、会期は本日1日間と決定しました。

[諸般の報告]

- 議長（寺林俊幸） ここで、諸般の報告をいたします。
監査委員から地方自治法第235条の2第3項の規定による例月出納検査結果報告書が議長宛てに提出されておりますので、お手元に配布いたしました。
次に、4月21日、令和2年度第1回十勝町村議会議長会定例会が開催され、私が参加をしております。
その議案の抜粋をお手元に配布してあります。
後ほど御覧いただきたいと思います。
これで、諸般の報告を終わります。

[人事異動による職員の紹介]

- 議長（寺林俊幸） ここで、理事者より発言を求められておりますので、これを許します。
伊藤副町長。
○副町長（伊藤博明） 本年4月1日付で人事異動を行いましたので、異動しました管理職職員をご紹介します。
最初に、部長職であります。
住民福祉部長、細澤正典。
出納室長、合田利信。
議会事務局長、萬谷司。
続いて、課長職であります。少々お待ちください。

企画総務部政策推進課長、白坂博司。
総務課長、佐藤勝博。
住民福祉部住民生活課長、谷口英将。
保健課長、金田一宏美。
経済部農林課参事、渡部賢一。
農業振興担当参事、山本充。
建設部都市計画課長、河村伸二。
水道課長、松井公博。
出納室会計課長、廣瀬紀幸。
札内支所住民課長、新居友敬。
監査委員事務局長、吉本哲哉。
農業委員会事務局長、川瀬康彦。
以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

[行政報告]

○議長（寺林俊幸） ここで、町長から行政報告の申出がありますので、これを許します。

飯田町長。

○町長（飯田晴義） お許しをいただきましたので、高額医療合算介護サービス費の未払いについて及び前回3月16日に行政報告をさせていただきました以後の新型コロナウイルス感染症に係る対応等についてご報告をさせていただきます。

はじめに、高額医療合算介護サービス費の未払いにつきまして申し上げます。

高額医療合算介護サービス費は、毎年8月1日から翌年7月31日における1年間の介護保険と医療保険における自己負担を軽減するため、それぞれの自己負担の合算額が所得区分ごとに設定された限度額を超えた場合に、その超えた額を支給する制度であります。

この事務につきましては、住民生活課国保医療係と保健課介護保険係にまたがる事務であり、本年4月に国保医療係の担当となった職員が支給事務の流れを確認していたところ、平成29年度以降、両係の連携が滞っていたことにより、この間の介護保険における高額医療合算介護サービス費が未支給となっていることが判明いたしました。

未支給となっていた件数と金額につきましては、平成29年度に支給すべきであったものが1件、3万3,795円、平成30年度が7件、48万18円、令和元年度が6件、41万7,624円、合計で14件、93万1,437円でありました。

未払いとなっております9人の被保険者の方々には、判明後、直ちにお詫びにお伺いするとともに、5月8日に未払いとなっていた全額をお支払いしたところであります。

今回の件は、単なる事務的なミスとして済ますことができるものではなく、行政を担う者にとっては、あってはならないことであり、結果として町民の皆さんの信頼を損なうこととなったことにつきまして、心からお詫びを申し上げる次第であります。

今後、二度とこのようなことが起きないようにチェックの仕組みを構築するとともに、当該事務の意義・目的や完結までの流れを把握した上で、適正な事務処理を行うよう指示したところであります。

次に、新型コロナウイルスの対応等について申し上げます。

4月7日、国は、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言を東京都など7都府県に発令し、5月6日までの間、生活の維持に必要な場合を除き外出を自粛し、人との接触機会を最低7割、極力8割削減するなど、感染の拡大防止に協力を求めたところであります。

また、北海道においては、緊急事態宣言の対象とはならなかったものの、依然として流行が収束に向かっていなかったことから、独自に4月8日から5月6日までの間を「集中対策期間」に設定し、手洗い・せきエチケットの徹底や集団感染の要因となる「3つの密」を避ける取組などについて道民

に要請したところであります。

その後、国は、全国的な感染拡大やそれに伴う医療崩壊等が危惧されたため、4月16日、同法に基づく緊急事態宣言を全国に拡大し、その期限を5月6日とするとともに、その際、さきに緊急事態宣言が発令されていた7都府県に、北海道など6道府県を加えた13都道府県を「特定警戒都道府県」に指定するなど、大型連休に向けて、人の移動を全国的に抑制することで、感染拡大を押さえ込もうとしたところであります。

これを受け北海道は、緊急事態措置期間として、4月17日から5月6日までの間、道民に対して生活維持に必要な場合を除き、不要不急の外出自粛の要請を行うとともに、20日からは催物の開催停止及び遊興施設や商業施設等の計105業態に関し、休業要請を行ったところであります。

しかしながら、緊急事態宣言期間の終了日である5月6日が目前に迫っても、全国的に感染者数の増加が続いていることから、国は緊急事態宣言の期間を5月31日まで延長したところであります。

こうした流れを受け、本町といたしましても、これまで任意に設置してきた「幕別町新型コロナウイルス感染症対策本部」を4月16日付で法に基づく対策本部に移行したところであります。

これまで、町の対策本部におきましては、国及び北海道の要請や対応に係わる情報収集に努めるとともに、町民の皆さんに対して、要請内容や生活支援に関する情報等をホームページやSNS、広報紙等の様々な媒体を通じて迅速に提供するよう努めてきたところであります。

また、4月9日付で、相談支援体制強化のため、住民福祉部福祉課に生活相談窓口を、経済部商工観光課に事業者相談窓口をそれぞれ開設し、生活困窮や雇用、中小企業の資金繰り・給付金などに関する相談体制を整えたところであり、相談内容に応じて、社会福祉協議会や金融機関など関係機関への橋渡しも行っております。

次に、公共施設等における対応についてであります。緊急事態宣言を受け、感染拡大防止のため、葬斎場、忠類診療所及び歯科診療所並びに各種公園を除く公共施設について、4月20日から5月6日まで、閉館・閉所としたところでありますが、緊急事態宣言の延長に伴い、5月31日まで閉館等の期間を延長することとし、ホームページや各施設への掲示等により周知したところであります。

また、認可保育所及びへき地保育所、学童保育所は、家庭内で保育をすることが困難な場合等の利用に限定し、日曜日と祝日を除く日に限定開所し、小中学校につきましても、春休みが明けた4月8日以降、マスクの着用など感染症対策を徹底した上で順次再開し、また、入学式につきましても、十分なスペースを確保した上で、小学校は児童の発達段階を考慮し保護者の参加を認め、中学校は保護者の参加を見合わせる形で実施いたしました。

しかしながら、緊急事態宣言発令後、北海道知事からの要請を受け、4月17日付北海道教育庁教育部長通知により、4月20日から5月6日までの期間、休業することといたしましたが、緊急事態宣言の延長により、その期間を31日までとしたところであります。

この間、各学校において、家庭訪問や電話連絡による健康観察を行うとともに、各種プリントの配布や、文部科学省及び北海道教育委員会が開設する自宅学習を支援するポータルサイトの周知など、休業期間における児童生徒の健康保持や学習支援に対して必要な対策を講じておりますが、長引く休業により、児童生徒の健康観察や学習状況の把握等を行うため、5月18日から分散登校を実施する予定としております。

また、就学援助につきましても、既に4月の認定事務を終えておりますが、休業や離職等により収入が著しく減少している世帯など、経済的な変化があるものと考えておりますことから、今後、改めて追加申請を受け付けるための準備を進めているところであります。

幼稚園につきましても、認可保育所と同様に家庭内で保育をすることが困難な場合の利用に限定し、4月20日から土曜日、日曜日と祝日を除く日に限定開所し、同様に31日まで延長しているところであります。

次に、経済対策についてであります。長期間に及ぶ外出の自粛要請により、地域経済への影響が心配されるところであります。緊急事態宣言以降の休業要請等により、飲食、宿泊業を中心に多く

の事業分野において影響が生じております。

このようなことから、町では、4月13日と5月11日に町、町内3金融機関、商工会、社会福祉協議会による「事業所及び労働者等支援策に関する意見交換会」を開催するとともに、4月17日から28日までの間、商工会及び観光物産協会の加盟事業所344社に対して再度アンケート調査を実施するなど、町内の経済実態等の把握に努めてまいりました。

アンケート調査では、回答率は49.7%、171事業者から回答を頂きましたが、4月末現在で企業活動に影響が出ていると回答した事業者は101事業者で、その影響額は5億7,297万4,000円であり、中でも製造業は12事業者で2億9,279万円と全体の51.1%に及び、そのほか、宿泊を含む観光業は5事業者で1億3,530万円、小売業は17事業者で3,635万円、飲食業（食事提供施設）は29事業者で3,193万4,000円となっており、これら4業種で4億9,637万4,000円と全体の86.6%を占めております。

また、4月23日から27日にかけて、町内27事業所及び3金融機関を訪問し、事業者の生の声をお聞きしたところであり、こういった生の声や国・北海道の支援等を踏まえつつ、全ての事業者がこの窮地をしのぎ、事業を継続していただくことに主眼を置いて、今回、4つの事業を緊急経済対策として取りまとめたところであります。

町の支援策の考え方としましては、新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない状況下にあります。5月末までの緊急事態宣言期における3密の排除や外出自粛の徹底等を図る「緊急感染防止期」と、それ以降の感染予防を図りながら経済活動を開始する「感染防止・経済回復期」に分け、それぞれの対策をパッケージとし、経済支援について切れ目がないよう事業を実施しようとするものであります。

支援策の1つ目が、緊急感染防止期に取り組む支援として、国が実施する「持続化給付金」の対象とならない事業者を対象に町独自で「頑張る事業者応援事業」として、給付金を支給するものであります。

国の「持続化給付金」は、売上げが前年同月比で50%以上減少した事業者を対象に、法人に200万円、個人事業者に100万円を上限に給付金を支給しようとするものであります。町では、この給付金の対象とならない事業者で令和2年3月から5月までのいずれかの月の売上げが前年同月と比較し、20%以上減少した事業者を対象に一律30万円を給付するものであります。

2つ目につきましても、同じく緊急感染防止期の支援となりますが、特に売上げの落ち込みが著しい飲食店やホテル等を営む法人または個人の方に対して、「飲食店・ホテル等緊急支援事業」として、事業継続を支援するため、一律10万円を給付するものであります。

3目につきましても、6月以降を想定しております「感染防止・経済回復期」における支援となりますが、冷え込んだ消費の喚起と経済の循環を図るべく、「スーパープレミアム商品券発行事業」として、商工会における商品券発行の支援を行おうとするものであります。

今回の消費の落ち込み、景気の低迷につきましても、リーマン・ショック時をしのぐ戦後最大級のものと言われており、地域経済の崩壊を招きかねないとの認識の下、プレミアム率を過去最大の50%としたものであり、1セット5,000円で7,500円分の商品券を購入することができ、また、2,500円のプレミアム分のうち、6割に当たる1,500円分については、特に売上げの減少が顕著な飲食店及びホテル等に限り利用できることとしたところであります。

発行枚数は1万5,000セット、1人6セットまで購入可能とし、感染の収束状況を見ながら、早ければ6月下旬から7月初旬頃を目途に事業を実施しようとするものであります。

4つ目の支援としては、国や北海道等の融資事業を利用した事業者に対し、利息及び保証料を全額補給し、事業者の資金調達環境を整備しようとするもので、これら4つの支援を連続的に実施することにより緊急感染防止期から経済回復期にわたり、切れ目のない支援を行おうとするものであります。

次に、国における感染拡大に伴う緊急経済対策として、全国民を対象に一律10万円を支給する「特別定額給付金」につきましても、専用窓口を住民福祉部住民生活課に設置し、給付金が迅速かつ確実に全ての町民の皆さんに行き渡るよう、現在、準備を進めておりますが、オンライン申請につきまし

ては、5月7日から受付を開始し、第1回目の入金を22日に予定しており、申請書によるものは本日発送し、第1回目の入金を29日に予定しているところであります。

次に、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金についてであります。国においては、地方公共団体が地域の実情に応じて、きめ細やかな感染防止対策や地域経済、住民生活支援等の事業を実施できるよう、地方公共団体が作成する「実施計画」に基づく事業に要する費用に対して、国が1兆円を地方公共団体に交付するものであります。

交付基準につきましては、人口や感染者数、財政力指数等をもって算定されるものであり、本町における交付限度額は1億5,219万9,000円であり、町としましては、今回計上させていただいた町独自の緊急経済対策及び福祉・医療施設等感染予防対策支援事業、マスクやアルコール消毒液等の感染予防対策に加え、新たな感染予防対策や経済支援等を盛り込んだ実施計画を策定すべく現在準備を進めているところであります。

今後におきましても、国や北海道など関係機関から新型コロナウイルス感染症に関する情報収集を行うほか、感染拡大の防止と地域経済への影響を最小限とすべく、全力を挙げて取り組んでまいりますので、議員各位におかれましても、特段のご理解とご協力をお願い申し上げます、行政報告とさせていただきます。

○議長（寺林俊幸） これで、行政報告は終わりました。

[付託省略]

○議長（寺林俊幸） お諮りいたします。

日程第3、承認第2号から日程第7、議案第38号まで及び日程第11、議案第41号から日程第13、議案第43号までの8議件については、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略し、本会議で審議いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、日程第3、承認第2号から日程第7、議案第38号まで及び日程第11、議案第41号から日程第13、議案第43号までの8議件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

[議案審議]

○議長（寺林俊幸） 日程第3、承認第2号、専決処分した事件の承認についてを議題といたします。説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明） 承認第2号、専決処分した事件の承認についてご説明申し上げます。

別冊でお配りしております議案書の1ページを御覧ください。

地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分を行いましたので議会に報告し、承認を求めようとするものであります。

令和元年度幕別町一般会計補正予算について、令和2年3月31日付で専決処分を行ったものであります。

2ページをお開きください。

令和元年度幕別町一般会計補正予算（第12号）であります。

今回の補正予算は、予算の総額から歳入歳出それぞれ3億1,185万1,000円を減額し、予算の総額をそれぞれ156億9,184万3,000円と定めるものであります。

補正の款項の区分と補正額、補正後の金額は、3ページから5ページに記載しております「第1表歳入歳出予算補正」のとおりであります。

それでは、歳出からご説明申し上げます。

11ページをお開きください。

2款総務費、1項総務管理費、17目諸費 1億323万3,000円の減額であります。

令和元年度のふるさと寄附の件数と寄附金額の確定に伴う減額であります。

ふるさと寄附の件数は1万4,342件で、前年度に比べ7,881件、35.5%の減、寄附金額は1億9,705万8,693円で、前年度に比べ6,446万9,315円、24.7%の減であります。

18目基金管理費 1億7,294万1,000円の減額であります。

ふるさと寄附金額の確定に伴う減額であります。

7款1項商工費、5目企業誘致対策費3,567万7,000円の減額であります。

貸付金の確定に伴う減額であります。

以上で、歳出の説明を終わらせていただきます。

次に、歳入をご説明申し上げますので、6ページまでお戻りください。

1款町税、1項町民税、1目個人572万8,000円の追加であります。

現年課税分の追加であります。

2款から12款までの補正につきましては、いずれも交付額の確定に伴うものであります。

2款地方譲与税、1項1目地方揮発油譲与税1,911万2,000円の減額。

2項1目自動車重量譲与税585万円の減額。

3項1目森林環境譲与税1,000円の追加。

7ページになります。

4項1目地方道路譲与税1,000円の追加。

3款1項1目利子割交付金570万7,000円の減額。

4款1項1目配当割交付金249万4,000円の減額。

5款1項1目株式等譲渡所得割交付金309万8,000円の減額。

8ページになります。

6款1項1目地方消費税交付金4,928万1,000円の減額。

7款1項1目ゴルフ場利用税交付金303万5,000円の減額。

8款1項1目自動車取得税交付金449万円の減額。

2目自動車税環境性能割交付金1,419万円の減額。

9ページになります。

10款1項1目地方特例交付金242万5,000円の追加。

11款1項1目地方交付税3,482万4,000円の追加であります。

特別交付税の3月交付分の決定によるものであります。

12款1項1目交通安全対策特別交付金100万6,000円の減額であります。

18款1項寄付金、2目総務費寄付金 1億7,294万1,000円の減額であります。

ふるさと寄付金であります。

10ページになります。

19款繰入金、1項基金繰入金、3目まちづくり基金繰入金3,794万9,000円の減額であります。

ふるさと寄附の返礼事業の確定に伴い、まちづくり基金からの繰入金を減額するものであります。

21款諸収入、3項貸付金元利収入、7目工業団地取得資金貸付金元金収入3,567万7,000円の減額であります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(寺林俊幸) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり承認されました。

日程第4、承認第3号、専決処分した事件の承認について及び日程第5、承認第4号、専決処分した事件の承認についての2議件を一括議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長(伊藤博明) 承認第3号と承認第4号を一括してご説明申し上げます。

はじめに、承認第3号、専決処分した事件の承認についてご説明申し上げます。

別冊でお配りしております議案書の1ページを御覧ください。

地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分を行いましたので議会に報告し、承認を求めようとするものであります。

令和2年度幕別町一般会計補正予算について、令和2年4月30日付で専決処分を行ったものであります。

先ほど、町長から行政報告をいたしました介護保険の高額医療合算介護サービス費の未支給に関わり、速やかに対象者の皆さまに支給すべきと考え、4月30日付で専決処分を行ったものであります。

2ページをお開きください。

令和2年度幕別町一般会計補正予算(第2号)であります。

今回の補正予算は、予算の総額に歳入歳出それぞれ32万9,000円を追加し、予算の総額をそれぞれ160億7,214万2,000円と定めるものであります。

補正の款項の区分と補正額、補正後の金額は、3ページ、4ページに記載しております「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりであります。

それでは、歳出からご説明申し上げます。

6ページをお開きください。

3款民生費、1項社会福祉費、6目老人福祉費32万9,000円の追加であります。

介護保険特別会計への繰出金であります。

以上で、歳出の説明を終わらせていただきます。

次に、歳入をご説明申し上げます。

5ページにお戻りください。

1款町税、1項町民税、1目個人32万9,000円の追加であります。

現年課税分の追加であります。

以上で、承認第3号の説明を終わらせていただきます。

次に、承認第4号、専決処分した事件の承認についてご説明申し上げます。

別冊でお配りしております議案書の1ページを御覧ください。

地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分を行いましたので議会に報告し、承認を求めようとするものであります。

令和2年度幕別町介護保険特別会計補正予算について、令和2年4月30日付で専決処分を行ったものであります。

2ページをお開きください。

令和2年度幕別町介護保険特別会計補正予算(第1号)であります。

今回の補正予算は、予算の総額に歳入歳出それぞれ93万3,000円を追加し、予算の総額をそれぞれ26億9,964万3,000円と定めるものであります。

補正の款項の区分と補正額、補正後の金額は、3ページ、4ページに記載しております「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりであります。

それでは、歳出からご説明申し上げます。

7ページをお開きください。

2款保険給付費、5項1目高額医療合算介護サービス等費69万1,000円の追加であります。

高額医療合算介護サービス費の平成29年度以降の未支給分を遡って給付するために追加するもので、介護保険給付の消滅時効であります2年を経過していない7件分、69万329円の追加であります。

5款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、3目償還金24万2,000円の追加であります。

未支給となった高額医療合算介護サービス費のうち、消滅時効の2年を経過しております7件分24万1,108円の追加であります。

国等に法定負担を求めることができないことから、全額を一般会計からの繰入金で対応しようとするものであります。

以上で、歳出の説明を終わらせていただきます。

次に、歳入をご説明申し上げます。

5ページまでお戻りください。

1款保険料、1項介護保険料、1目第1号被保険者保険料15万9,000円の追加であります。

現年度分の追加であります。

4款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費国庫負担金13万8,000円。

2項国庫補助金、1目調整交付金3万5,000円。

5款1項支払基金交付金、1目介護給付費支払基金交付金18万6,000円をそれぞれ追加するものであります。

6ページになります。

6款道支出金、1項道負担金、1目介護給付費道負担金8万6,000円の追加であります。

8款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金32万9,000円の追加であります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸） 説明が終わりましたので、一括して質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

承認第3号、専決処分した事件の承認については、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり承認されました。

次に、お諮りいたします。

承認第4号、専決処分した事件の承認については、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり承認されました。

日程第6、議案第37号、幕別町税条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明） 議案第37号、幕別町税条例等の一部を改正する条例について、提案理由をご説明申し上げます。

議案書の3ページ、議案説明資料の1ページをお開きください。

全てのひとり親の家庭に対する公平な税制の実現などを柱とした令和2年度税制改正の内容を盛り込んだ地方税法等の一部を改正する法律が令和2年4月1日に施行されましたことから、関連する幕

別町税条例等の改正を行おうとするものであります。

改正条例の概要についてご説明いたしますので、議案説明資料の1ページを御覧ください。

はじめに、個人町民税についてであります。

1点目は、「個人町民税の非課税範囲の見直し」であります。

改正条項は、第24条であります。

改正内容は、「ひとり親に対する個人町民税の非課税範囲の見直し」であります。

昨年6月に町の税条例を改正し、令和3年1月に施行となる「寡婦、寡夫、単身児童扶養者」を非課税範囲とする規定を見直し、婚姻歴の有無や性別に関わらず、「寡婦、ひとり親」と対象を拡大しようとするものであります。

2点目は、「個人町民税の所得控除の見直し」であります。

改正条項は、第34条の2、第36条の3の2及び第36条の3の3であります。

「ひとり親に対する寡婦（寡夫）控除の見直し」であります。

個人町民税の寡婦控除を見直し、婚姻の有無や性別に関わらず、生計を一にする子を有するひとり親について、寡婦控除と同一内容の控除を適用するものであります。

3点目は、地方税法の改正に伴い、法律の引用条項及び文言を整理するものであります。

次に、法人町民税についてであります。

法律の引用条項及び文言を整理するものであります。

2ページになります。

次に、固定資産税についてであります。

1点目は、「固定資産税の納税義務者の拡大」についてであります。

改正条項は、第54条であります。

「固定資産の使用者を所有者とみなす制度の拡大」であります。

固定資産の所有者について、調査してもなお所有者が明らかにならない場合は、その固定資産を使用する者を所有者とみなして、固定資産税を課すことを可能とするものであります。

2点目は、「固定資産税の現所有者の申告」についてであります。

改正条項は、第74条の3であります。

「固定資産の現所有者（相続人等）の申告の制度化」であります。

固定資産の所有者について、登記簿上の所有者が死亡し、相続登記がされるまでの間における相続人等の現所有者に対し、氏名・住所等の必要な事項を申告させることを可能とするものであります。

3点目は、法律の引用条項及び文言を整理するものであります。

次に、軽自動車税についてであります。

同様に法律の引用条項及び文言を整理するものであります。

次に、町たばこ税についてであります。

1点目は、「たばこの課税方式の見直し」についてであります。

改正条項は、第94条であります。

「軽量な葉巻たばこの課税方式の見直し」であります。

1本当たりの重量が1グラム未満の軽量な葉巻たばこ1本を紙巻きたばこ1本に換算する見直しを行うものでありますが、令和3年10月1日から完全施行の経過措置として、令和2年10月1日から1本当たりの重量が0.7グラム未満の葉巻たばこを0.7本の紙巻きたばこに換算するものであります。

2点目は、法律の引用条項及び文言を整理するものであります。

以上が、改正概要であります。

次の3ページから長くなりますけれども、42ページにかけましては、改正条例の条文ごとに「第1条関係」などと表記して、新旧対照表を記載しております。

ただいま御説明いたしましたひとり親に対する個人町民税の非課税範囲の見直しは、3ページの第1条関係に、令和3年10月からの「軽量な葉巻たばこの課税方式の見直し」規定は、22ページからの

「第2条関係」に、昨年6月に条例を改正し、令和3年1月に施行の「単身児童扶養者」の見直し規定の削除規定は、33ページの「第3条関係」に、その他の改正条項は、引用条項及び文言の整理を除いて、3ページからの「第1条関係」に含まれております。

議案書にお戻りいただき、9ページをお開きください。

9ページ下段に記載の附則についてであります。

第1条本文では、本条例は公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用すると定めております。

第1号から第5号にかけて、令和2年4月1日以外の施行日となる規定とその施行日をそれぞれ定めております。

第1号は、町たばこ税に係る0.7グラム未満の軽量な葉巻たばこの課税方式の見直しの施行日を令和2年10月1日と。

10ページになります。

第2号は、個人町民税に係るひとり親に対する非課税範囲の拡大及び寡婦控除の見直しの施行日を令和3年1月1日と、第3号は、町たばこ税に係る1グラム未満の軽量な葉巻たばこの課税方式の見直しの施行日を令和3年10月1日と、第4号は、法人町民税に係る引用条項と文言の整理の施行日を令和4年4月1日と、第5号は、租税特別措置法の改正に伴う低未利用土地を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例の施行日を土地基本法等の一部を改正する法律附則第1項第1号に掲げる規定の施行日の属する年の翌年の1月1日と定めております。

第2条は、延滞金に関する経過措置を、第3条と、11ページにわたりますが、第4条は、町民税に関する経過措置を、第5条は、固定資産税に関する経過措置を。

12ページになります。

第6条及び第7条は、町たばこ税に関する経過措置を、それぞれ定めております。

第8条から第10条は、これまでに制定された幕別町税条例等の一部を改正する条例の元号表記について、それぞれ改めております。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

中橋議員。

○18番（中橋友子） 1番目のひとり親家庭に対する個人町民税の非課税範囲の見直しについてお尋ねいたします。

これは、かねてからシングルマザーの人たちの要望が強かった非婚のひとり親に対する寡婦控除が認められるということで、前進した内容であろうというふうに押さえておきまして、よかったなというふうに思います。ただ、一方では、所得制限が500万円というのがつけられているということも聞いておりますので、ざっくりとなのですが、幕別町の場合に、この法律改正によって新たにどのぐらいの方が非課税の対象になって恩恵を受けるのかということが1つです。

もう一つなのですが、そういう点では前進ではあるのですが、これ寡婦控除というのは、本来寡婦の方は生涯寡婦控除というのが適用にはなるとは思うのですが、非婚の場合については、この場合には外れているのではないかと思います。その辺の整理、説明をお願いいたします。

○議長（寺林俊幸） 税務課長。

○税務課長（高橋修二） まず、ひとり親に対する非課税の見直しに係る対象の方ということでございますけれども、これにつきましては、従来、児童手当等、本来であれば寡婦、寡夫、それと単身児童扶養者ということで、児童手当を受給されている方が要件となっていたわけですが、これを今回のその要件を見直して寡婦と婚姻等にも関係しないひとり親ということに拡大をすることです。本町においての対象者の方については、現状では、こちらのほうでは、どれぐらいの方がいるかというところについては、まだ分からない状況でございます。

それと2点目の質問でございますけれども、これについては寡婦控除の見直し同様でございますけれども、従来の寡婦控除、これについては扶養、また死別等での寡婦控除ということになっていたの

ですが、生計を一つにするお子さんの場合は特別の寡婦ということで控除があったわけですが、今度はこの改正によりまして、婚姻歴等関係なく一律に控除を受けられるということで、男性も女性もひとり親ということで所得制限500万円という形にはなっておりますけれども、拡大をした中で今後適用をされていくというようなことになろうかと考えております。

○議長（寺林俊幸） 中橋議員。

○18番（中橋友子） ひとり親家庭の場合には、相対的に貧困率が高いということもありまして、500万円の収入を得るといのはなかなか現実としては少ないというふうには受け止めております。したがって、今、状況が分からないということでもありますから、これからこういった法が整備されることによって対象となる人も生まれてくるであろうから、そのこと自体は、法の整備というのは、この時期大事だと思います。

もう一つの2点目の質問の寡婦控除のことなのですが、婚姻のあるなしに関わらず、扶養者がいる、子どもさんを育てているという場合には、寡婦控除というのがこれによってどんな実態であっても適用されるというのは、今、課長が説明していただいたとおりなのですが、扶養から外れた場合でも、例えば死別によるですとか、離婚によるですとか、そういった条件の人は生涯寡婦控除というのが適用になっていきますけれども、婚姻歴がない場合については、そこから外れるのではないかと思います。そういう不利益がまだ残っている法の整備ではないのですかということを確認したかったのですが、いかがですか。

○議長（寺林俊幸） 税務課長。

○税務課長（高橋修二） 確かに中橋議員がおっしゃられるとおり、今の状況では外れる形になってまいります。今後、そういった部分の法整備、これから進んでいくのかなとは思いますが、現状においては、そういうような形になってまいります。

○議長（寺林俊幸） ほかにありませんか。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第38号、幕別町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明） 議案第38号、幕別町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について、提案理由をご説明申し上げます。

議案書の14ページ、議案説明資料の43ページをお開きください。

本条例は、地方税法の規定に基づき、固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服を審査決定するための執行機関であります固定資産評価審査委員会の審査手続等を定めております。

このたびの改正は、本条例の中で引用しております「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」が改正され、令和元年12月16日に施行されましたことから、所要の改正を行おうとするものであります。

議案説明資料の43ページを御覧ください。

第6条は、評価審査委員会の書面の審理について定めております。

第2項において引用している「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」が「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」と名称が改められ、加えて引用条項が改正されま

したことから、同項を改めるものであります。

議案書の14ページを御覧ください。

附則についてであります。

本条例は、公布の日から施行するとするものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第36号、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための幕別町国民健康保険に係る保険給付の臨時特例に関する条例を議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明） 議案第36号、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための幕別町国民健康保険に係る保険給付の臨時特例に関する条例について、提案理由をご説明申し上げます。

議案書の1ページをお開きください。

政府の「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策」の第2弾として、「国民健康保険及び後期高齢者医療において、新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被用者に傷病手当金を支給する市区町村等に対し、支給額全額について国が特例的な財政支援を行う」ことが盛り込まれたことを受け、厚生労働省から3月10日付で市区町村等に対して、傷病手当金の支給について検討するよう通知がなされたところであります。

本町といたしましても、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、感染症に感染した被保険者が休業しやすい環境を整えることが重要であると考え、「条例の定めるところにより傷病手当金の支給その他の保険給付を行うことができる」と定める国民健康保険法第58条第2項の規定に基づき、新たに条例を制定し、傷病手当金の支給を行おうとするものであります。

以下、条文に沿いましてご説明申し上げます。

第1条は、目的を定めております。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的として、臨時の措置として、国民健康保険法第58条第2項に規定する保険給付について、幕別町国民健康保険条例の特例を定めるものと定めております。

第2条は、保険給付の特例の内容を定めております。

第1項は、給与等の支払いを受けている被保険者が新型コロナウイルスに感染するなどして、労務に服することができないときは、労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から、労務に服することができない期間のうち、労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給すると定めるものであります。

第2項は、傷病手当金の計算方法を定めております。

傷病手当金の額は、1日につき直近3月間の平均給与日額の3分の2に相当する金額とするものであります。

2ページになります。

第3項は、支給期間は1年6月を超えないものと定めております。

第4項は、給与等を受けることができる場合の給与等との調整を定めております。

第5項は、給与等を受けることができない場合の給与等との調整を定めております。

第6項は、前項の場合には、事業所の事業主から徴収する旨を定めております。

第3条は、本条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める旨の委任規定であります。

附則についてであります。

第1項は、本条例は公布の日から施行し、令和2年1月1日から適用すると定めるものであります。

第2項は、本条例は令和2年9月30日限りで失効するとしておりますが、支給を始める日が失効日以前である場合の支給については、失効日後においても、その効力を有すると定めております。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第36号については、委員会付託のため、質疑を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、議案第36号については、委員会付託のため、質疑を省略することに決定いたしました。

議案第36号、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための幕別町国民健康保険に係る保険給付の臨時特例に関する条例は、民生常任委員会に付託いたします。

日程第9、議案第39号、幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明） 議案第39号、幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、提案理由をご説明申し上げます。

議案書の15ページ、議案説明資料の44ページをお開きください。

はじめに改正概要をご説明いたしますので、議案説明資料の44ページを御覧ください。

このたびの改正は、国民健康保険税基礎課税額等の課税限度額と低所得者の軽減判定所得の基準額を引き上げることなどを内容とした改正地方税法施行令が本年4月1日に施行されたことに伴い、条例を改正しようとするものであります。

国は、医療費の増嵩が続く中で高所得者に応分の負担を求め、一方で所得水準の全体的な上昇の影響で軽減を受けている世帯の範囲が縮小しないよう、経済動向等を踏まえて見直しを行ったところであります。

町においても、施行令の改正内容と同様の条例改正を行おうとするものであります。

はじめに、「1 国民健康保険税基礎課税額等の課税限度額」であります。

中ほどの「改正内容」を御覧ください。

（1）基礎課税額、医療に係る課税限度額を2万円引き上げて63万円に、（3）介護納付金課税額の課税限度額を1万円引き上げて17万円に引き上げるものであります。

合計の課税限度額は、現行の96万円から99万円へ改めるものであります。

次に「2 国民健康保険税の軽減判定所得基準」であります。

世帯の合計所得金額が一定額を超えない場合に行う均等割額と平等割額の軽減の基準となる所得を引き上げる改正であります。

「（2）5割軽減」は、被保険者数に乗ずる金額を28万円から28万5,000円に、「（3）2割軽減」は、被保険者数に乗ずる金額を51万円から52万円に改めるものであります。

45ページを御覧ください。

次に、「3 長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例」であります。

右端の摘要欄に記載のとおり、長期間にわたり利用されていない「未利用土地」、周辺地域の利用状況に比べて利用の程度が低い「低利用土地」を譲渡した場合、譲渡益から100万円を控除することができる課税の特例の創設により、改めるものであります。

最後に「4 短期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例」であります。

法改正に伴う引用条項の整理であります。

以上が、改正概要であります。

46ページを御覧ください。

改正条例の新旧対照表であります。

表の最下段になりますが、第2条第2項は、基礎課税額の課税限度額を、次の47ページになりますが、第4項は、介護納付金課税額の課税限度額を改めるものであります。

第26条は、国民健康保険税の減額について規定しております。

軽減後の基礎課税額の課税限度額を63万円に、軽減後の介護納付金課税額の課税限度額を17万円に引き上げ、第2号は、5割軽減の対象世帯の軽減判定所得の算定時の被保険者数に乗ずる金額を、第3号は、2割軽減の対象世帯の軽減判定所得の算定時の被保険者数に乗ずる金額を、それぞれ引き上げるものであります。

48ページになります。

附則第9項は、長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例について規定しております。

第10項は、第9項の改正に伴う読替規定に係る引用条項の整理であります。

議案書15ページにお戻りください。

附則についてであります。

第1項は、施行期日を規定しております。

本条例は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用するものであります。

ただし、附則第9項及び第10項の改正は、土地基本法等の一部を改正する法律附則第1項第1号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の1月1日から施行するものであります。

第2項は、適用区分について規定しております。

改正後の幕別町国民健康保険税条例の規定は、令和2年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和元年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第39号については、委員会付託のため、質疑を省略したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、議案第39号については、委員会付託のため、質疑を省略することに決定いたしました。議案第39号、幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、民生常任委員会に付託いたします。

日程第10、議案第40号、幕別町総合介護条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明） 議案第40号、幕別町総合介護条例の一部を改正する条例について、提案理由をご説明申し上げます。

議案書の16ページ、議案説明資料の49ページをお開きください。

国は、消費税を活用して低所得者の保険料の軽減強化の仕組みを設け、平成27年の一部実施に続いて、昨年10月の消費税率10%への引上げに合わせて、さらなる軽減措置を進めているところであります。

令和2年4月から消費税率10%が満年度化されるに伴い、保険料軽減の完全実施に向け、介護保険法施行令等が改正され、4月1日から施行されましたことから、幕別町総合介護条例の関係規定を改めようとするものであります。

議案説明資料の49ページを御覧ください。

第7条は、保険料率を定めております。

第1項は、元号改正に伴う文言整理であります。

第1項では、第1号から第12号まで所得状況に応じた保険料率、年額保険料を定めております。

第2項から第4項までは、前段申し上げました「低所得者に対する保険料の軽減措置」を規定しております。

改正後の施行令に定める標準割合の軽減措置に基づき、令和2年度の保険料率、いわゆる年額保険料額を改めるものであります。

第2項は、第1段階の保険料率を基準額の0.3倍の1万9,400円に、同様に第3項は、第2段階を0.4倍の2万5,900円に、同様に第4項は、第3段階を0.7倍の4万5,300円に軽減するものであります。

議案書の16ページを御覧ください。

附則についてであります。

第1項は、本条例は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用すると定めるものであります。

第2項は、経過措置を規定しております。

改正後の第7条の規定は、令和2年度分の保険料から適用し、令和元年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例によるものとしてあります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第40号については、委員会付託のため、質疑を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、議案第40号については、委員会付託のため、質疑を省略することに決定いたしました。

議案第40号、幕別町総合介護条例の一部を改正する条例は、民生常任委員会に付託いたします。

ここで、民生常任委員会を開催いたしますので、暫時休憩いたします。

11：15 休憩

12：26 再開

○議長（寺林俊幸） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

この際、13時15分まで休憩いたします。

12：26 休憩

13：15 再開

○議長（寺林俊幸） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

[追加日程]

○議長（寺林俊幸） ただいま、お手元に配布いたしました追加日程のとおり、民生常任委員会委員長から付託いたしました議案第36号、議案第39号及び議案第40号の3議件についての審査結果報告書が提出されました。

この際、これを日程に追加し、本会議で審議いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、議案第36号、議案第39号及び議案第40号の3議件を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

[議案審議]

○議長（寺林俊幸） 日程第10の2、議案第36号、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための幕別町国民健康保険に係る保険給付の臨時特例に関する条例から日程第10の4、議案第40号、幕別町総合介護条例の一部を改正する条例までの3議件を一括議題といたします。

民生常任委員会委員長の報告を求めます。

委員長、野原恵子議員。

○10番（野原恵子） 議案第36号につきまして、朗読をもって報告をさせていただきます。

令和2年5月15日

幕別町議会議長寺林俊幸様

民生常任委員会委員長野原恵子

民生常任委員会報告書

令和2年5月15日、本委員会に付託された事件を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

記

1、委員会開催日

令和2年5月15日（1日間）

2、審査事件

議案第36号、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための幕別町国民健康保険に係る保険給付の臨時特例に関する条例

3、審査の経過

審査に当たっては、条例の制定内容等について質疑が行われ、慎重に審査した結果、全会一致で結論を見た。

4、審査の結果

原案を「可」とすべきものと決した。

議案第39号につきまして、朗読をもって報告をさせていただきます。

令和2年5月15日

幕別町議会議長寺林俊幸様

民生常任委員会委員長野原恵子

民生常任委員会報告書

令和2年5月15日、本委員会に付託された事件を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

記

1、委員会開催日

令和2年5月15日（1日間）

2、審査事件

議案第39号、幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

3、審査の経過

審査に当たっては、条例の改正内容及び住民負担への影響等について質疑が行われ、慎重に審査した結果、起立採決で結論を見た。

4、審査の結果

原案を「可」とすべきものと決した。

議案第40号につきまして、朗読をもって報告をさせていただきます。

令和2年5月15日

幕別町議会議長寺林俊幸様

民生常任委員会委員長野原恵子

民生常任委員会報告書

令和2年5月15日、本委員会に付託された事件を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

記

1、委員会開催日

令和2年5月15日（1日間）

2、審査事件

議案第40号、幕別町総合介護条例の一部を改正する条例

3、審査の経過

慎重に審査した結果、全会一致で結論を見た。

4、審査の結果

原案を「可」とすべきものと決した。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 報告が終わりましたので、一括して質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。

日程第10の2、議案第36号、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための幕別町国民健康保険に係る保険給付の臨時特例に関する条例について討論を行います。

討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第36号、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための幕別町国民健康保険に係る保険給付の臨時特例に関する条例についての委員長の報告は、原案を可とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

日程第10の3、議案第39号、幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について討論を行います。

討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

次に、お諮りいたします。

議案第39号、幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての委員長の報告は、原案を可とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議ありの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議がありますので、電子表決システムにより採決を行います。

本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

なお、会議規則第82条の第2項の規定により、表決確定の宣告がなされた場合において、賛成のボタンまたは反対のボタンのいずれも押していない方は、反対のボタンを押したものとみなします。

押し忘れはありませんか。

(なしの声あり)

○議長（寺林俊幸） なしと認め、確定いたします。

投票総数18人、賛成14人、反対4人。

したがって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

日程第10の4、議案第40号、幕別町総合介護条例の一部を改正する条例について討論を行います。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長（寺林俊幸） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

次に、お諮りいたします。

議案第40号、幕別町総合介護条例の一部を改正する条例に対する委員長の報告は、原案を可とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

日程第11、議案第41号、幕別町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明） 議案第41号、幕別町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由をご説明申し上げます。

議案書の17ページ、議案説明資料の51ページをお開きください。

このたびの改正は、議案第36号、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための幕別町国民健康保険に係る保険給付の臨時特例に関する条例と同様に、本町も構成員であります北海道後期高齢者医療広域連合において、後期高齢者医療に関する条例が4月10日付専決処分により改正され、附則第5条として「傷病手当金の支給」が後期高齢者医療給付に加えられましたことから、本町の条例を改めようとするものであります。

議案説明資料の51ページを御覧ください。

第2条は、町において行う事務を規定しております。

第8号として、「広域連合条例附則第5条の傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付」を加えるものであります。

議案書の17ページを御覧ください。

附則についてであります。

本条例は公布の日から施行するとするものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(寺林俊幸) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第12、議案第42号、「令和2年度幕別町一般会計補正予算(第3号)」を議題といたします。
説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長(伊藤博明) 議案第42号、令和2年度幕別町一般会計補正予算(第3号)についてご説明申し上げます。

別冊でお配りしております議案書の1ページを御覧ください。

今回の補正予算は、予算の総額に歳入歳出それぞれ28億1,615万3,000円を追加し、予算の総額をそれぞれ188億8,829万5,000円と定めるものであります。

補正の款項の区分と補正額、補正後の金額は、2ページ、3ページに記載しております「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりであります。

今回の補正予算は、新型コロナウイルスに対する緊急経済対策として、国が地方自治体に交付する「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を活用し、感染拡大防止対策のほか、停滞する地域経済の支援策など緊急的に取り組まなければならない事業を予算化し提案するものであります。

はじめに事業概要を説明いたしますので、議案説明資料の52ページをお開きください。

「1 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金充当事業」であります。

「事業名」の欄の1つ目、「新型コロナウイルス対策事業」は、事業費224万6,000円であります。

「事業内容」の欄に記載しておりますように、公共施設に配備するアルコール消毒液や液体石けん、職員用のマスク等を購入するものであります。

2つ目の「福祉・医療施設等感染予防対策支援事業」は、350万円であります。

町内の福祉、医療、介護施設に対し、施設内の消毒等に要する費用の一部を施設規模に応じて定額で支援するものであります。

「積算」欄に記載のとおり、定員100名以上の施設に対して10万円、定員20名以上の施設に対して7万円、定員19名以下の施設に対して5万円の支援金を交付するものであります。

3つ目の「頑張る事業者応援事業」は、4,800万円であります。

売上げ減少にも関わらず、国の「持続化給付金」の対象とならない企業や事業者に対して、給付金を交付するものであります。

交付対象事業者は、町内に本店所在地を登記している中小企業、小規模事業者、または町内に住民票を置く個人事業者で、3月から5月のいずれかの月で前年同月と比較して売上げが20%以上減少している事業者に一律30万円の給付金を交付するものであります。

交付対象事業者として160社を見込んでおります。

53ページになります。

4つ目の「飲食店・ホテル等緊急支援事業」は、1,000万円であります。

町内の飲食店、ホテル、旅館に一律10万円の給付金を交付するものであります。

交付対象事業者として100社を見込んでおります。

5つ目の「新型コロナウイルス感染症関連融資円滑化事業」は、10万円であります。

町内の中小企業者が国や北海道、金融機関において新型コロナウイルス関連の融資を借り受ける際に、保証料と利息の全額を補助するものであります。

最後の「スーパープレミアム商品券発行事業」は、4,489万2,000円であります。

「緊急感染防止期」を脱した後に、速やかに消費の喚起と経済の循環を図るため、プレミアム率50%、そのうち30%分を飲食店及び宿泊業に限定するスーパープレミアム商品券を発行する幕別町商工会に

対し、プレミアム分とその事務経費を補助するものであります。

「発行内容」に記載のとおり7,500円分の商品券1セットを5,000円で1万5,000セット販売するもので、「積算」欄に記載のとおり、50%相当のプレミアム分3,750万円に商品券等印刷費などの事務費739万2,000円を加えて補助するものであります。

表の下段に記載のとおり、今回の臨時交付金充当事業費の「小計」は1億873万8,000円で、国から示された幕別町の交付限度額1億5,219万9,000円に対する残額の4,346万1,000円については、今後の対策事業費に充当しようと考えております。

54ページになります。

「2 その他の新型コロナウイルス感染症対策関連事業」であります。

1つ目の「特別定額給付金給付事業」は、26億7,116万3,000円であります。

基準日であります本年4月27日時点において、幕別町の住民基本台帳に記録されている方1人につき10万円の給付金を支給するものであります。

「積算」欄に記載のとおり、特別定額給付金は26億5,000万円、職員の時間外勤務手当を含む事務費は2,116万3,000円であります。

2つ目の「子育て世帯臨時特別給付金給付事業」は、3,625万2,000円であります。

基準日であります本年3月31日時点において、児童手当の所得制限額を超過しない児童手当の本則給付を受給する世帯に対し、対象児童1人につき1万円の給付金を支給するものであります。

子育て世帯臨時特別給付金は3,345万円、職員の時間外勤務手当を含む事務費は280万2,000円であります。

最後の「傷病手当金支給事業」は、国民健康保険特別会計に50万円を追加するものであります。

本日可決いただきました、議案第36号、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための幕別町国民健康保険に係る保険給付の臨時特例に関する条例の施行に要する経費であります。

新型コロナウイルス感染症に感染するなどして、労務に服することができない国民健康保険の被用者に傷病手当金を支給するものであります。

下段に記載のとおり、3つの事業費の小計は27億791万5,000円でありますが、全額、国費が充当されるものであります。

以上で、予算説明資料の説明を終わります。

別冊の議案書の5ページにお戻りください。

はじめに、歳出であります。

2款総務費、1項総務管理費、21目特別定額給付金事業費26億6,772万8,000円の追加であります。

1節から13節までは、特別定額給付金の支給に係る事務費で、18節は、1人10万円の特別定額給付金であります。

職員の時間外勤務手当を除いた特別定額給付金給付事業費をここに計上いたしております。

6ページになります。

22目新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業費1億873万8,000円の追加であります。

予算説明資料において「1 地方創生臨時交付金充当事業」として説明いたしました新型コロナウイルス対策事業からスーパープレミアム商品券発行事業まで6つの事業費を計上しております。

7ページになります。

3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費3,600万9,000円の追加であります。

1節から13節までは、子育て世帯臨時特別給付金の支給に係る事務費で、8ページになりますが、18節は、対象児童1人1万円の子育て世帯臨時特別給付金であります。

職員の時間外勤務手当を除いた、子育て世帯臨時特別給付金給付事業費を計上しております。

12款職員費、1項1目職員給与費367万8,000円の追加であります。

特別定額給付金と子育て世帯臨時特別給付金の事務に要する職員の時間外勤務手当を追加するもの

であります。

以上で、歳出の説明を終わらせていただきます。

次に、歳入をご説明申し上げます。

4ページまでお戻りください。

16款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費補助金27億7,990万1,000円の追加であります。

特別定額給付金給付事業の事業費と事務費に係る国庫補助金と新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金であります。

2目民生費補助金3,625万2,000円の追加であります。

子育て世帯臨時特別給付金の事業費と事務費に係る国庫補助金であります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

谷口議員。

○12番（谷口和弥） 議案書の6ページ、それから7ページにまたがった2款総務費、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業費の中で事業名で言うと、福祉・医療施設等感染予防対策支援事業、それからスーパープレミアム商品券発行事業について、質問をさせていただきたいというふうに思います。

福祉・医療施設等に、その施設規模に関わって感染防止に関わる費用を負担すると、交付するという内容であります。町内に事業所があるということになるわけですが、ちょっと私の中ではいろいろな事業所を想定すると、支給基準がもう少しはっきりと説明していただけたほうがいいのかというふうに思いました。例えば、町内にある事業所の中では、大規模特養や小規模特養、デイサービスなどというふうに幾つも事業をやっている。福祉施設の中では、デイサービスのほかにいくつかグループホームを持っていらっしゃる。そのようなことは1つの事業ではないほうが多いわけで、中には幕別町に拠点を置きながら町外にも施設がある、そういう事業者もあります。どこまでがこの交付の対象なのかということの支給基準をもう少し詳しく説明していただくことが必要かなというふうに思ったことが1つであります。

スーパープレミアム商品券発行事業についてであります。

質問の内容に入る前に、直近でよろしいですので購入希望者の人数、何人の方が購入を希望して手続をしたか。そして、販売のセット数はどれぐらいだったか。そして、一番肝心な私が知りたいことは、購入希望者が多かった場合は、抽選によって販売が行われていました。購入できなかった方がどれだけいたのか。繰り返しになりますけれども、直近でよろしいのでその数字を聞いた上で改めて質問をさせていただきたいというふうに思います。

まずは以上です。

○議長（寺林俊幸） 保健課長。

○保健課長（金田一宏美） ただいまの谷口議員のご質問にお答えしたいと思います。

まず、施設の範囲でございますが、基本的には、町内に事業拠点を有する事業所ということで考えております。

施設の種類といたしましては、介護に関連する施設といたしまして、特別養護老人ホーム、老人保健施設、グループホーム、通所介護施設、通所リハビリ施設、小規模多機能型居宅介護施設、有料老人ホーム、サービス付高齢者住宅というふうに考えております。

これらに加えまして、施設というのとはちょっと違うのですが、高齢者の在宅を支えるという上では、訪問介護サービス事業者、訪問看護事業者というのがとても大事なことになると考えておりますので、これらの2つを加えております。

医療施設としましては、町内の病院、医院ということで考えております。

○議長（寺林俊幸） 福祉課長。

○福祉課長（榎木良美） 障がい福祉関係の施設に関しましては、障がい福祉サービスの生活介護を行

っている事業所、就労支援事業を行っている事業所、グループホーム、あと児童の障がい児の通所を行っております児童発達支援の事業所、放課後等デイサービスの事業所を考えております。

以上でございます。

○議長（寺林俊幸） 商工観光課長。

○商工観光課長（西嶋 慎） まず、プレミアムの件についてでございます。

平成31年度は、子育て世帯、あと非課税世帯限定であったものですので、その前年の全体に対しての平成30年度に実施したものについてご説明いたします。

申込人数は、夏の部分につきましては、1,237人に対しまして、当選者数が772人、当選率は62.4%。冬季につきましては、申込人数が1,489人に対しまして、当選者数が785人、当選率は52.7%でございます。いずれも1人6セットまでの購入が可能ということで、販売セット数は夏が4,000セット、冬も4,000セットになります。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 谷口議員。

○12番（谷口和弥） それでは、2回目の質問ですけれども、保健課長のほうから幕別町に事業の拠点があるということの答弁でした。ということは、幕別町に拠点があるところの事業所であれば、他の市町村に事業所があってもその分もカウントして複数の対象になる事業所があれば、その分、町外のものも足して支給される、そういう理解でよろしかったでしょうか。これがまず1つ目のほう。

もう一つ、スーパープレミアム商品券のほうなのですけれども、ということは62.4%の人が希望どおりになって、あとの方は厳選なる抽選の結果、購入ができなかったということなわけですよ。今回に気になるのは、プレミアム度がすごく高いものだから、購入希望が達し得なかったときに町民の中でいろいろとまた不満が出るのではないかなということをやっと心配しているのです。

今回、1万5,000セットということでは、非常に数も多いわけなのですけれども、幕別町の人口の約5分の3で6セット全員がもし求めたとしたならば、2,500人の人にしか購入の権利が当たらないわけで、そういう可能性が今回のほうがより高いなということが予想されるものですから、このことについては、ちょっと配慮しなければ駄目だと思うのですよ。もし2,500人しか買えなくて、50%も違いがあるわけですから、その人たちは物すごく喜ぶのでしょうかけれども、例えば今回、2,000人の人が申し込んだとしましょう。そうしたら残り……。すみません、ちょっと今、数字のほうがぼけてしまいましたけれども、買えなかった人との格差がすごく大きいわけです。これ町のやる事業ですから、一人でも多くの人が少ない部数でも購入できるような仕組みを今まで以上にちゃんとしていかないと、だから6セットまでとかという購入のやり方と言うとそういうことになってしまうので、少し工夫をしていかないと町の中で不協和音が起きるのではないかなということが心配されるのです。

それと、心配のもう一つは、商工会さんのほうにこの事務をやってもらうことになるわけですよ、文書によると。商工会の中の事業所さん以外にもたくさんあるわけで、飲食店なんかもすごく期待しているわけで、ちゃんとそれらのところでも商品券が使える、幕別町のプレミアム商品券が使えますよというポスターを玄関前に貼って、お客さんを迎えられる、そういうふうにしなすことにはならないのではないかなというふうにするのですよ。今までも商工会の会員さん以外のところでも、その事業ができるように希望を取っていたということですが、より確実に、中には、うちは面倒だからいいですとか、そういうのは性に合わないからいいですとかというような事業所さんもあるのかもしれない、飲食店もあるのかもしれない。だけれども、やっぱり全体に打診をして、丁寧な対応をすることが求められると思うのですけれども、そのことの対策は考えていらっしゃいますでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 保健課長。

○保健課長（金田一宏美） ただいま、町外にあるサービス事業所も含むのかということでございましたが、町内でサービスを提供していただいている施設というふうを考えておりますので、町外の施設の分までは考えておりません。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 商工観光課長。

○商工観光課長（西嶋 慎） 今のご指摘の件だったのですけれども、まず今回のプレミアム商品券の使える場所につきましては、これまで同様、フクハラやダイイチ、そういった大型スーパー店では使えない制度になっております。なので、これまでの申込人数からいうと、1,200から1,500、そして2,000人前後ということで見込んでおまして、それで最大で6セットで2,500人が限度かなというふうに考えております。

あと、もう一つの利用店につきましては、これまででは商工会の会員さんだけでしたが、今回は飲食店につきましては、会員以外の事業所についても希望があれば使えるようにする予定でございます。説明等につきましても、6月広報ですとか、ホームページ、あと商工会を通じて、これまでより熱心に説明していく予定であります。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 谷口議員。

○12番（谷口和弥） 3回目ですので、これで最後かなと。

今の保健課長のほうの説明は分かりました。最初、町外に拠点がある事業所と言うから、それならばそうなるのかなというふうに捉えられるわけで、でもそうではなかったということが分かった。その支給基準のほうが私はいいと思うし、全部の事業所にちゃんと対象施設の数に応じて支給がされるようにしていただきたいというふうに思います。特に何もなければ答弁はよろしかったです。

もう一つ、プレミアム商品券のほうです。

ちょっと答弁の中であまりよくないなと思ったのは、2,500セットを見込んでいるのだと、だからこれでいいのだというところがちょっと堅いのではないのかなと思ったのですよ。分からないわけですよ。これを超えるかもしれない。そのときにはちゃんと対応するということの答弁がやっぱり私は欲しかった。

繰り返しになりますけれども、全員が当たる、何らかの形で希望者はそのプレミアム商品券の価値をちゃんと実施できるような仕組みを考えていくことは、今回はやっぱり必要なのだと思うのです。それだけの値のある思い切った施策で、これは私は評価してもちろん言っているわけで、だから結果、この数で足りたならいいのだけれども、足りなかったときには、やっぱり今私の言っている考え方に基づいて、少し工夫をしてもらおうようなことを準備しておいてもらうことが必要なのだと思うのだけれども、準備はできますか。

そして、会員以外の希望があればということなのだけれども、これも積極的にこちらのほうから、町のほうから、あるいは商工会のほうから、商工会の会員ではない事業所さんのところに働きかけないと、分からないで終わってしまう。後でそれ知らなかったということが出たら大変です。これも町の中で大変な不協和音が出るのだと思うのですよ。そのことも徹底してもらおうことを求めたいと思うのですけれども、そのことについてはどうでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 経済部長。

○経済部長（岡田直之） プレミアム商品券の発行総数でありますけれども、先ほど課長からご説明いたしましたけれども、今回につきましては1万5,000セットということで、平成27年に実施をいたしました全ての大型店舗で使用できる、そういったときはちょっと違いまして、通常の商品券の発行枚数、さらには申込者数、そういったことを総合的に考慮して判断した上で、この発行枚数を設定したところであります。ですから、我々としては、現状においては、希望された方は、今全て購入できるものというふうに判断をしているところであります。

その次の商工会以外の事業所に対する働きかけにつきましては、これは議決いただきましたら、町の広報紙に折り込みをして、購入希望者に対しても手を挙げていただく、さらに商工会以外の飲食店、ホテルについても、希望される方はどうぞということでお知らせをするということになっておりますので、それ以外にもホームページですとかSNSでも周知いたしますので、基本的には手を挙げる方、挙

げたい方には周知できるものというふうに考えております。

以上です。

○議長（寺林俊幸） ほかにありませんか。

千葉議員。

○14番（千葉幹雄） スーパープレミアム商品券の関連でご質問をさせていただきたいと思います。

ただいま説明がありました、収支あるいは内容とも、私はプレミアム率にいたしましても、過去に例のない50%ということで、管内で一番多いプレミアム率ということで、そこは評価したいというふうに思います。

ただ、時が時だけに、非常にプレミアム率も高いということもあり、希望者が多いのではないかと、いうふうに私は想定しているのですけれども、これ対応の仕方なのですから、特に非常に多かった場合の対応なのですから、例えばいろんな考え方があると思うのですけれども、セット数を増やすということも1つはあるでしょうし、あるいはまた今6セットまでというのを例えば5セットまでにするとか、要するに希望した人を全員とは言いませんけれども、かなりの確率で行き渡るようなことが大事ではないかというふうに思うのです。そこでそういった柔軟な対応ということは考えられるのかどうかお伺いをしたいというふうに思います。

○議長（寺林俊幸） 経済部長。

○経済部長（岡田直之） 現状におきましては、今、説明いたしましたとおり1人6セットということでは考えておりますけれども、これについては、商工会とも協議してニーズを含めて改めて検討して、購入セット数についても柔軟には対応できるようにしてまいりたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 千葉議員。

○14番（千葉幹雄） 柔軟に対応したいということでありますから、予想以上に希望者が多いときには、金額を増やしてセット数を多くするのか、それとも限られた金額の中で6セットを5セットにしたり、4セットにしたりして、数多くの人に機会を与えるということにしたいというふうに私は受け止めたのですけれども、そういう受け止め方でよろしいでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 経済部長。

○経済部長（岡田直之） 今回議決いただきましたら、総額はもうこれが上限でありますから、今回はこの金額を総額として、セット数を今6セットで考えていますけれども、まだ販売までに時間がありますから、これももちろんコロナの収束状況を見極めた上でなければということになりますので、しっかりとセット数については、また再度検討して、できる限り多くの方に行き渡るように対応してまいりたいというふうに考えております。

○議長（寺林俊幸） 千葉議員。

○14番（千葉幹雄） 分かりました。ただ、6月から7月ですから、今日はこの数字、金額を議決することはもちろんそれでいいのですけれども、ただ、あまりに多いということになれば6月で補正をするとか、そういうことも物理的には可能なわけですから、取りあえずこの金額を今日は議決して、状況を見て6セットを減らすのか、それとも今はお話を聞くと、最初のうちは両方というようなことに受け止めたのですけれども、今の話では6セットを5セットあるいは4セット、そこはちょっと分かりませんが、そういう柔軟な対応をしたいというふうに受け止めたのですけれども、ただ、金額的なことを言えば、これから補正することは可能だというふうに思いますので、両面をにらみながら推移を見ていただきたいというふうに思います。

以上です。答弁があれば。

○議長（寺林俊幸） 経済部長。

○経済部長（岡田直之） これも国からの交付金の総額もありますけれども、我々としては、これが経済対策第1弾で、収束状況を捉えながら第2弾も考えておりますので、町全体としての取組の中では考えてまいりたいというふうに考えております。

○議長（寺林俊幸） ほかにありませんか。

中橋議員。

○18番（中橋友子） 私も、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業について、主に頑張る事業者応援事業を中心にしてちょっとお尋ねをしたいと思います。

さきにありました町長の行政報告の中に今回のコロナウイルスの町民に与えている影響の大きさということが、詳細にご報告をいただきました。その中で100年に一度というようなことも言われておりますけれども、こういった経済危機あるいは経済危機だけではなくて医療や福祉事業の継続、それから学校の休業ということを考えれば、本当に迅速に必要な手だてをどんどん打っていかねばならない情勢にあるというふうに押さえております。

その上でお尋ねをしたいのですけれども、1つは、行政報告にありました今回のコロナウイルス対策に関わって、町が相談支援体制を強化されたということでありましたけれども、一体どのぐらいの相談が寄せられていて対策に当たられたのか、報告では住民福祉課と、それから商工と両方に分けて設置されたということでもありますけれども、その寄せられている相談件数だとか、若干の内容などについて示していただければと思います。

次に、この頑張る事業者応援事業というのは、多くの町民の皆さんから期待が寄せられています。幕別町本当に頑張ってくれるのだねということ期待されているのですけれども、それというのも、国の持続化給付金の対象にならなかった人たち、つまり5割まで下がっていないのだけれども大変だというところが救われるということもありまして、そこでこの事業に対する期待が大きいわけですが、一体この対象が、予算の中では160件を対象としているということでもありますけれども、この対象となる本町に本店所在地を登記している中小企業あるいは小規模事業者、そして個人事業者、一体幕別町内にはそれぞれ合わせて何社、個人は何人ということになりますけれども、総トータルで事業者数は幾つあるのか。

それと、前段の質問にも関連してきますけれども、こういった事業の周知方法、お知らせ広報であるとか、あるいはホームページであるとかということと、商工会を通して会員の皆さんには、お知らせがされるのであろうと思うのですが、会員ではない事業者さんもたくさんいらっしゃると思うのです。そこはどんなふうにされるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 商工観光課長。

○商工観光課長（西嶋 慎） まず、はじめに、役場に寄せられた相談件数及び内容についてでございます。役場のほうでは、4月9日から5月11日現在までで言いますと、相談件数87件です。商工観光課の分でございます。主な内容としましては、4月の頭から中旬までは町の支援策の検討状況ですとか、雇用相談、あと道の休業要請についての質問が多かったです。しかしながら、4月30日に制度発表した後は、町の支援策に対する相談がかなり多くて、それが約50件ぐらいあります。今現在はそういった内容です。

次に、事業所数についてでございます。事業所数は、個人事業主もなかなか把握し切れないところもあるのですけれども、商工会の会員、観光物産協会の会員、あと、それ以外につきましては、町のほうでゼンリンの地図などを見ながら、事業所数を全て分かる範囲で洗ったところ、合計すると773事業所というふうに考えております。そのうちの今回160を見込んでいますところでございます。

次に、周知方法についてでございます。周知方法につきましては、4月30日の夕方のテレビ、新聞報道、そのほか商工会や観光物産協会に対しては、資料の郵送、ほか町のホームページやSNS、あと金融機関との定期的な意見交換会をしておりますので、その中でも話して、金融機関のほうから直接事業者さんのほうにも制度を周知していただけるように頼んでいるところでございます。そのほか、今回6月号の広報で周知する予定でございます。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 福祉課長。

○福祉課長（榎木良美） 役場の相談窓口の相談人数ということで、福祉課のほうで窓口を開いてから受けた件数であります。全部で3件になります。

相談内容としましては、やはりコロナの関係で勤務先を解雇されて収入減となったのでという相談がありました。こちらにつきましては、社会福祉協議会で行っております緊急小口資金のほうのご案内とかをして対応をしたところであります。

以上であります。

○議長（寺林俊幸） 中橋議員。

○18番（中橋友子） 総数で700を超える事業所でありますから、かなり丁寧なお知らせなどをしていかないとせっかくの支援策も届かないということがありますので、ぜひ工夫してやっていただきたいと思うのですが、まず、商工観光課には87件、それから福祉課には3件ということの相談でありましたけれども、この中では国の休業補償に対するものであるとか、あるいは持続化給付金であるとか、コロナによって生じている困難なところをどの制度でどうやったら解決していくのか、どうつながっていくのかという相談ではないかと思うのです。

それで、これまでそういったところで、具体的に国の支援につなげた件数といいますか、そういうのはどのぐらいあったのか。

また、福祉課のほうも実際は仕事がなくなったということではあります。これは1つは10万円の給付金にもつながってくるのですけれども、基本世帯主に対して、案内をして申請を受けるということになっているかと思うのですが、様々な家庭がありまして、事情によって世帯主とともに生活をしていないということも想定されるのですが、そういったところの対応について、これは本人からの申出がなかったら、なかなかきちとした手だてが取れないと思うのですけれども、そういった申出とかというのは相談の中にはなかったのかどうなのか、お伺いしたいと思います。

それと、商工会と、それから観光物産協会、こういったところは比較的、日常的に連絡、連携も取っておられるでしょうし、情報は行き渡ると思うのですけれども、今回はもう町全体、日本全体ですから、いろんな事業所に影響が出ているということをお考えれば、ここに入らない人たち、町長は先ほどの報告で商工会関係344人というふうにおっしゃられましたけれども、700を超えるということであれば、半分以上はこういった情報から自分たちが気がついていかなかったら、あるいは自分で理解をしなかったら到達しない状況にあるのではないかと思うのです。その辺の手だては丁寧にやっていく必要があると思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 商工観光課長。

○商工観光課長（西嶋 慎） 窓口、やっぱり相談の中では、特に持続化給付金、こちらがオンラインで申請をしなければいけないというところでもかなり、特に高齢者の事業者の方々の相談が多い状況でございます。国の中では、昨日出た中では、これから都道府県に1か所以上サポートセンターを設ける、そして6月以降にはキャラバン隊を設けるということで、対応は国のほうでは出るのでございます。やはり町がまずそこでもできること、直接うちが申請して受けることはできないのですけれども、お客さんの携帯を使って申請を手伝ってあげたりだとか、サポート支援というのはできる状況ではございます。なので、具体的な件数は何件というのは今ちょっと把握できていないのですけれども、少なくとも私の中では3件受けていますので、その件数につきましては、直接支援しているところでございます。

あと、会員以外の事業所につきましてはの周知なのですが、確かに議員おっしゃるとおり商工会、観光物産協会につきましては、定期的な連絡も取っておりますし、情報は分かるのですけれども、今回、町としても、会員以外の事業所が多いものですから、なるべく全事業所、私どもとしては一件の倒産も出さない覚悟を持ってやっていますので、その意思を持って皆さん方に伝えていく工夫をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 福祉課長。

○福祉課長（榎木良美） ご質問の生活相談の中で、家族と一緒にいなくて申請が困る方で相談がありましたかというご質問ですが、そちらにつきましては、3件ともそういった内容のものはなかったで

す。

○議長（寺林俊幸） 中橋議員。

○18番（中橋友子） まず、商工観光課のほうの、本当に頑張っていて、一件も倒産を出さない覚悟ってすごい大事だと思うのです。誰一人取り残さない。このコロナでももちろん命も取られない、だけれども生活も奪われないという、これがすごい大事だと思いますので、引き続ききめ細やかな相談体制というのに意を用いていただきたいというふうに思います。

随分私たちも、それぞれ議員の方たちも、地域の中では細かな声がたくさん寄せられているということも聞いております。そういうのもできるだけ行政のほうにつなぐように頑張ってはきているのですが、なかなか本当に小さな商売をやっておられる方は特にそうなのですけれども、条件がまず自分が対象になるのかどうかと、ここからなのですよね。今年の売上げに対して、この3月、4月、5月の売上げが1月でも2割を切っていたら大丈夫なのだよというところが、なかなか入っていない。これが入れば、ではうちも頑張ってみようということになるのだと思うのですけれども、そこはもっともっと宣伝が必要だというふうに思います。国のほうはキャラバンだとか相談窓口を1つ増やすとかということなのですが、ただ、この広い北海道の対応というのは、本州とはやっぱり訳が違うと思うのです。北海道だけの面積を見ても東北6県全部すぽっと入って関東のほうまでいくわけですから、そのぐらいのこの地域の中での対応というふうになれば、本当に市町村が頑張っていかなかったらこぼれてしまうということになると思いますので、ぜひその書類の書き方まで含めて支援をしていただきたいというふうに思います。

あと、福祉課のほうなのですけれども、そういう相談がなかったということで、これ給付金については、例えばそういう事情がある方たちの相談のところというのは、福祉課だけ、それ以外のところに住民、どこでしょうか。これはその時点で住民票があるそこに行くわけですから、住民生活課、そのこの担当のところに相談は、そういうのは、では行っていますか。全くこの町でそういう事情のある人がないということは考えられないのですけれども、どうでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 経済部長。

○経済部長（岡田直之） 事業者に対するサポートでありますけれども、書類の書き方も含めてということでもありますけれども、もちろんそういった気持ちで我々日々接しておりますし、限られた人数ですから、全ての事業者を回るということはできませんけれども、金融機関の力を借りながらも、今、金融機関の方もそれぞれ訪問したり、相談に乗ってくれています。我々と同じ対応をしていただいております。そんな中で、どうしても分からなければ、一緒にスマホを見ながら申請するとか、そこまでやる心構えでありますので、できる限りの対応はしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（寺林俊幸） 住民生活課長。

○住民生活課長（谷口英将） 特別定額給付金の相談の関係です。

基本的に受給権者は、4月27日現在、幕別町に住民票がありまして、その現段階における世帯主の方が申請をしていただいて、その方に10万円を給付するというものです。ご存じだと思うのですけれども、DVの関係で家庭内暴力等がありまして基準日現在で住民票を分けることができないですよという場合は、柔軟に対応することが出来ますけれども、現段階でそのご相談は、福祉課、札内支所に伺っていますけれども、そういった相談は来ておりません。ただ、11年前も同じような事例があったのですけれども、おばあちゃんが息子嫁に通帳を預けていますよと、世帯主は息子さんなのですけれども、そういった場合、私に10万円もらえないのだろうかという相談は札内支所に1件あったというふうに伺っていますけれども、こちらは考え方としては、世帯主に10万円を給付しますよということでご説明をさせていただいています。

以上です。

○議長（寺林俊幸） ほかにありませんか。

小島議員。

○5番（小島智恵） 関連になるかと思いますが、特別定額給付金なのですけれども、オンライン申請

が5月7日から始まっているかと思えます。

それで、町内でどのぐらいの方がオンラインでされるのか分からないのですけれども、都市部よりは少ないのかもしれませんが、報道等によりますと、マイナンバーカードのパスワードがご本人さんが分からなくなってしまって混乱が生じているとか、あと1人の方が何回も申請してしまって重複、過払いの問題。あと、世帯の違う離れに住んでいらっしゃる祖父だとか祖母の方の分まで一緒に申請してしまったとか、何かいろいろなそういった重複、過払いの問題だとかもあるようなのですけれども、ほかにもいろいろ想定されることあるのかも分かりませんが、そういったことの想定とか対応、今回一気に事務作業なんか膨大が増えていくのかなと、一度に押し寄せてくるのかなということが予測されるのですけれども、そういったところのチェック体制なんかどういうふうに考えていらっしゃるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 住民生活課長。

○住民生活課長（谷口英将） マイナンバー、オンラインの申請であります。

ご参考までに14日の17時半現在、111世帯270人分の申請を受理しております。ただ、申請件数を見ますと、百二十数件になって、今ご指摘のとおり我々もちょっと試しでやってみたのですけれども、何回も申請できるのですね。その辺の今、チェック体制の関係ですけれども、今システム改修、これは自前でしているものですが、きちんと二重給付にならないように振り込みした人にはちゃんとチェックがつくような形で、こちらは手作業とシステムの確認になってしまいますけれども、そういった形で対応していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 野原議員。

○10番（野原恵子） 今の特別定額給付金給付事業なのですけれども、今、オンラインの説明があったのですけれども、そういうところと、なかなか得手でない方々、直接郵送で申込みがなかったら給付の給付ができないと思うのですけれども、高齢者の方で自分の身分をどういうふうにして証明するのかわかるとか、それから今、中橋議員が別居中のそういう関係の方も相談に見えまして、自分たちのところに入ってこないのだと、別居中の場合は入ってこないのだという相談も、もう実際に受けております。ですから、そういう方たちにもきちっと説明ができるような説明文章もつけて住民に説明する、そういう手だてが必要だと思うのですけれども、その点はどのようにお考えでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 住民生活課長。

○住民生活課長（谷口英将） 申請書につきましては、先ほど行政報告がありましたように、本日発送しております。主には、記入例がメインになっている送付文書になっております。今おっしゃられたような個別具体的なものについては、そこまでちょっと同封文書には記載をしておきませんので、そちらにつきましては、今、住民生活課のほうを中心となってこの事業をやっておりますので、ご相談をいただきたいというふうに考えております。

以上であります。

○議長（寺林俊幸） 野原議員。

○10番（野原恵子） お知らせ広報などでもお知らせするということがあったのですけれども、そういう方たちにも分かるような説明の広報ですか、そういうことが本当に必要だと思います。文章を読んだだけでもなかなか理解できない、そういう方たちがどこに相談に行ったらいいのかわからないという相談もありますので、役場の窓口もこういうところに相談をしたらいいですよと、そういう細かな対応が必要だと思うのです。これは全世帯に行くわけですから、そういう書類ですとか、そういうことにたけている方はいいのですけれども、そうでない方々に対する手だてもこれは本当に必要だと思いますので、ぜひ手だてを取っていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 住民生活課長。

○住民生活課長（谷口英将） 今後、広報紙ですとか、ホームページには、その辺の今ご指摘いただいている内容については、配慮してまいりたいというふうに考えています。さらに、今、部内の関係課

にもいろいろお願いをしまして、例えばケアマネジャーさんですとか、今後、民生委員さん、今回の申請は感染予防の関係がありますので、非接触型には基本なるのですけれども、当然制度の仕組みが分からない方については、そういった配慮、感染予防の配慮をしつつ、寄り添った形で十分丁寧に説明を行っていきたいというふうに考えております。

○議長（寺林俊幸） ほかにありませんか。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） ほかに質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第13、議案第43号、令和2年度幕別町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明） 議案第43号、令和2年度幕別町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

別冊でお配りしております議案書の1ページを御覧ください。

今回の補正予算は、予算の総額に歳入歳出それぞれ50万円を追加し、予算の総額をそれぞれ30億2,999万8,000円と定めるものであります。

補正の款項の区分と補正額、補正後の金額は、2ページ、3ページに記載しております「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりであります。

はじめに、歳出からご説明申し上げます。

5ページをお開きください。

2款保険給付費、2項1目傷病手当金50万円の追加であります。

新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被用者に傷病手当金を支給する費用を追加するものであります。

以上で、歳出の説明を終わらせていただきます。

次に、歳入をご説明申し上げます。

4ページになります。

2款道支出金、1項道補助金、1目保険給付費等交付金50万円の追加であります。

特別調整交付金分の追加であります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

[陳情取下げ]

○議長（寺林俊幸） 日程第14、陳情第1号、新中間処理施設の建設について住民の声を十分に聞くこ

とを求める陳情書の取下げを議題といたします。

お諮りいたします。

陳情第1号については、お手元に配布した取下げ申出書のとおり、陳情者から取り下げたいとの申出がありました。

これを許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(寺林俊幸) 異議なしと認めます。

したがって、陳情第1号の取下げは、許可することに決定いたしました。

[閉議・閉会宣告]

○議長(寺林俊幸) 以上をもって、本臨時会に付議されました事件は、全部終了いたしました。

会議を閉じます。

これをもって、令和2年第1回幕別町議会臨時会を閉会いたします。

(14:25 閉会)